



栃木県公報

平成28年
6月21日(火)
号外
第44号

目次

条 例

○栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正……………	3
○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正……………	4
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用に関する条例の一部改正……………	6
○栃木県県税条例等の一部改正……………	11
○認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………	24
○栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正……………	27

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（栃木県条例第45号）

- 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げることとしました。（第4条、第8条及び第11条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正（栃木県条例第46号）

- 1 知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務は、次に掲げるものとすることとしました。（第2条及び別表第1関係）
 - (1) 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - (3) 生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は保護に要する費用の返還に関する事務であって規則で定めるもの
 - (4) 栃木県心身障害者扶養共済条例第17条第3項（第2号に係る部分に限る。）又は第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 知事が都道府県知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務は、次に掲げるものとすることとしました。（第3条及び別表第2関係）
 - (1) 教育委員会
 - ア 国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - イ 高等学校等を退学した後、再び県内の県立の高等学校で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - ウ 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの
 - (2) 監査委員
 - 地方自治法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 知事が行う知事以外の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供は、次のいずれかの方法により行うものとすることとしました。（第4条関係）

- (1) 知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
 - (2) 知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1の(1)～(3)及び2の(1)は、規則で定める日から施行することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正（栃木県条例第47号）

- 1 題名を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に改めることとしました。（題名関係）
- 2 県の執行機関が個人番号を利用することができる事務は、次に掲げるものとする事としました。
 - (1) 生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は保護に要する費用の返還に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - (3) 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - (4) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの
- 3 2の事務について、県の執行機関内で特定個人情報の授受を行うことができる場合を定めることとしました。（以上第2条、別表第1及び別表第2関係）
- 4 2の事務等について、県の執行機関が他の執行機関に特定個人情報を提供することができる場合を定めることとしました。（第3条及び別表第3関係）
- 5 所要の規定の整備をすることとしました。
- 6 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例等の一部改正（栃木県条例第48号）

地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 栃木県県税条例関係
 - (1) 法人県民税関係
 - ア 法人県民税に係る法人税割の税率を100分の1（現行100分の3.2）に引き下げることとしました。（第31条関係）
 - イ 法人県民税に係る法人税割の特例措置（超過課税）について、税率を100分の1.8（現行100分の4）に引き下げることとしました。（附則第21条関係）
 - ウ 中小法人等に対する法人県民税に係る法人税割の軽減措置について、税率を100分の1（現行100分の3.2）に引き下げることとしました。（附則第22条関係）
 - (2) 法人事業税関係
法人事業税の税率の特例措置を廃止することとしました。（附則第24条の2関係）
 - (3) 自動車取得税関係
自動車取得税を廃止することとしました。（第4条、第5条、第102条の2～第102条の16及び附則第27条関係）
 - (4) 自動車税関係
 - ア 自動車税として環境性能割を次のとおり創設することとしました。
 - (ア) 納税義務者は、自動車の取得者とする事と。
 - (イ) 税率は、燃費基準値達成度等に応じ、1%、2%及び3%とする事と。
 - イ 現行の自動車税を種別割とする事としました。（以上第5条、第14条、第103条、第103条の2、第105条～第110条、第113条～第118条並びに附則第27条の2及び第28条関係）
 - ウ 平成28年度に初回新規登録された自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとしました。
 - (ア) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの等について、税率をおおむね100分の75軽減すること。
 - (イ) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準値よ

り20%以上燃費性能の良いものについて、税率をおおむね100分の50軽減すること。

エ 平成28年度において初回新規登録からディーゼル車にあつては11年、ガソリン車等にあつては13年を経過した自動車について、その翌年度から税率をおおむね100分の15重課することとしました。(以上附則第28条関係)

(5) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県行政機関設置条例、栃木県特別会計設置条例、栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例、栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例等の一部を改正する条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (栃木県条例第49号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 認定こども園の認定の要件を定める条例関係

認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)における教育及び保育に従事する者の数の算定について、保育士登録証を有する者を一定の数の範囲で幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者に代えることができること等の特例を設けることとしました。(附則第2項～第6項関係)

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係

幼保連携型認定こども園における保育教諭等の数の算定について、保育教諭等を一定の数の範囲で小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者に代えることができること等の特例を設けることとしました。

(附則第7条～第10条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正 (栃木県条例第50号)

1 栃木県高等学校等修学資金の返還に係る延滞金の利率を6月について2.5%(現行5%)に引き下げる
こととしました。(第10条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年7月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十五号

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成六年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五

十円」を「七千五百六十円」に改める。

第八条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十一条第一号中「三十万千八百七十五円と五百十円四十八銭」を「三十一万五百円と五百二十五円六銭」に改め、同条第二号中「五十五万七千百十五円と二十六円七十三銭」を「五十七万三千三十円と二十七円五十銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十六号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成二十年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

（本人確認情報を利用する事務）

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第二のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第四条 知事が行う法第三十条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による知事以外の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
- 二 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気

ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

- 一 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 二 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行つた生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は保護に要する費用の返還に関する事務であつて規則で定めるもの
- 四 栃木県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年栃木県条例第四号）第十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）又は第四項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

知事以外の執行機関	事 務
一 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
三 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
四 監査委員	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の請求に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則の次に別表として二表を加える改正規定（別表第一第一号から第三号まで及び別表第二の一の項から三の項までに係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

(市町村課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年栃木県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の下に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第一条中「第九条第二項」の下に「及び第十九条第十号」を、「この利用」の下に「及び特定個人情報（法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供」を加える。

第二条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第二項中「前項に規定する」を「法別表第二の第二欄に掲げる」に、「法別表第二」を「同表」に改め、「（法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

第二条に次の一項を加える。

4 前二項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第二条の次に次の二条を加える。

（特定個人情報の提供）

第三条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき

とする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一 (第二条関係)

執行機関	事務
一 知事	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は保護に要する費用の返還に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事又は教育委員会	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等(同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「奨学のための給付金支給事務」という。)であつて規則で定めるもの
三 知事又は教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であつて規則で定めるもの
四 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。以下「特別支援教育就学奨励費補助金支弁事務」という。)であつて規則で定めるもの

別表第二 (第二条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護実施等事務」とい	1 高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する情報(以下「奨学のための給付金支給関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 2 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学

	う。)であつて規則で定めるもの	校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する情報(以下「高等学校等学び直し支援金支給関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
二 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施に関する事務(以下「外国人生活保護実施等事務」という。)であつて規則で定めるもの	<p>1 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>2 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児人所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>3 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>4 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>6 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>7 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>9 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による手当等の支</p>

		<p>給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>11 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>12 奨学のための給付金支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>13 高等学校等学び直し支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの</p>
三 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立支援金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
四 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
五 知事又は教育委員会	奨学のための給付金支給事務であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「高等学校等就学支援金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
六 知事又は教育委員会	高等学校等学び直し支援金支給事務であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの

別表第三（第三条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

<p>一 知事</p>	<p>生活保護実施等事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>教育委員会</p>	<p>1 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。以下「特別支援教育就学奨励費補助金支弁関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>2 奨学のための給付金支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>3 高等学校等学び直し支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>二 知事</p>	<p>外国人生活保護実施等事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>教育委員会</p>	<p>1 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>2 学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>3 特別支援教育就学奨励費補助金支弁関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>4 奨学のための給付金支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>5 高等学校等学び直し支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>三 教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>知事</p>	<p>1 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> <p>2 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

四 教育委員 会	特別支援教育就学 奨励費補助金支弁 事務であつて規則 で定めるもの	知事	1 生活保護関係情報であつて規則 で定めるもの 2 外国人生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
-------------	--	----	---

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四十八号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第一条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第六節 ゴルフ場利用税(第九十四条―第一百二条)」を「第六節 ゴルフ
第七節 自動車取得税(第一百二条の二―第一百二条の十六)」

場利用税(第九十四条―第一百二条の十六)」に、「第八節」を「第七節」に、「第九節」を
「第八節」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改める。

第四条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ
繰り上げる。

第五条第二項中「自動車取得税及び」を削り、「これらの県税」を「自動車税」に改め、
同条第六項中「(自動車税)」を「(自動車税の種別割)」に改める。

第十四条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三十一条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第九十七条第一号中「第一百二条の十四第三項」を「第一百五十二条の十二第三項」に改める。

第二章第七節を削る。

第二章第六節中第一百二条の次に次の十五条を加える。

第一百二条の二から第一百二条の十六まで 削除

第二章中第八節を第七節とし、第九節を第八節とする。

第一百三条を次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第一百三條 自動車税は、自動車(法第四百四十五条第三号(自動車税に関する用語の意義)に
規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。)に対し、当該自動車の取得者に環
境性能割によつて、当該自動車の所有者(所有者が法第四百四十八条第一項(国等に対する
自動車税の非課税)の規定により種別割を課することができない者である場合には、当該

自動車の使用者)に種別割によつて、それぞれ課する。

- 2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第五項(定義)に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

第百三条の次に次の一条を加える。

(自動車税のみならず課税)

第百三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項(新規登録の申請)に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第百五条の見出し及び同条中「自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の十三条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第百五条の二 環境性能割の課税標準は、法第百五十六条(環境性能割の課税標準)に規定する通常の取得価額(第百五条の十四第二項において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第百五条の三 法第百五十七条第一項各号(環境性能割の税率)に掲げる自動車(法第百四十九条第一項(同条第二項(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

- 2 法第百五十七条第二項各号に掲げる自動車(法第百四十九条第一項及び前項の規定の適

用を受けるものを除く。) に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

- 3 法第四百九十九条第一項及び前二項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

(環境性能割の徴収の方法)

第二百五条の四 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第二百五条の五 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した法第六十条第一項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項(移転登録)の規定による移転登録(以下この号において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日(取得した自動車に関する報告)

第二百五条の六 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。)は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した法第六十条第二項(環境性能割の申告納付)の規定による報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付方法)

第二百五条の七 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書又は修正申告書に、栃木県納税証紙に代わるものとして証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)により当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を表示した納税証紙印の押印を受けなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合には、収納計器による納税証紙印の押印に代えて納税証紙印の額面金額に相当する現金を納付することができる。

(収納計器取扱者の指定)

第二百五条の八 収納計器による押印その他の収納計器の取扱いは、知事の指定を受けた者が行うものとする。

(納税証紙印の印影)

第二百五条の九 第二百五条の七の納税証紙印の印影は、規則で定める。

(環境性能割の減免)

第二百五条の十 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に対して課する環境性能割を減免することができる。

- 一 取得した自動車を当該取得の日から一月以内に災害により滅失した場合
 - 二 取得した自動車について当該取得の日から一月以内に発生した災害により損害を受け、当該自動車の価額の二分の一以上の額に相当する修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。次項において同じ。）を当該取得した者が支出した場合
- 2 前項の規定により環境性能割を減免する場合において減免すべき額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる場合 当該環境性能割の全額
 - 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 修繕費が価額の百分の八十五以上である場合 当該環境性能割の額に二分の一を乗じて得た額
 - ロ 修繕費が価額の百分の六十五以上百分の八十五未満である場合 当該環境性能割の額に三分の一を乗じて得た額
 - ハ 修繕費が価額の百分の五十以上百分の六十五未満である場合 当該環境性能割の額に四分の一を乗じて得た額
- 3 第一項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 一 年度及び税額
 - 二 自動車登録番号
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第二百五条の十一 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関）に規定する公的医療機関の開設者による救急自動車又はへき地における巡回診療の用に供する自動車
 - 二 消防専用自動車その他公益のため直接専用する自動車で知事が必要があると認めるもの
- 2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第二百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 一 年度及び税額
 - 二 自動車登録番号
 - 三 免除を必要とする事由

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第二百五条の十二 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を免除することができる。

- 一 身体に障害を有する者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）が専ら運転する自動車で、当該身体障害者が取得したもの
- 二 専ら心身障害者（身体障害者又は精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）のために当該心身障害者と生計を一にする者又は当該心身障害者を常時介護する者が運転する自動車で、当該心身障害者又は当該生計を一にする者若しくは当該常時介護する者が取得したもの
- 2 前項の規定による環境性能割の免除は、心身障害者一人につき一台に限り行うものとし、市町村において道路運送車両法第三条（自動車の種別）に規定する軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。
- 3 第一項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第二百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証その他規則で定める書類等を提示しなければならない。
 - 一 年度及び税額
 - 二 心身障害者の住所、氏名及び生年月日
 - 三 障害名、障害の程度、障害の級別等並びにこれらを証する証明書の交付番号及び交付年月日
 - 四 自動車を運転する者の住所、氏名及び当該心身障害者との関係
 - 五 当該運転免許証の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
 - 六 自動車登録番号
 - 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第二百五条の十三 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車のうち、専ら当該用途に供されると認めるもの（前条第一項各号に規定する自動車を除く。）に対しては、環境性能割を免除することができる。

- 2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第二百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - 一 年度及び税額
 - 二 自動車登録番号
 - 三 構造変更の内容
 - 四 免除を必要とする事由
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項